

ひゅうが住まいの耐震化等支援事業

交付申請等の要件について
(交付申請の手引き)

令和8年4月1日

日向市 建設部建築住宅課

日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>
> くらし・手続き > 住まい > 住宅リフォーム

問い合わせ先 日向市建設部建築住宅課 建築指導係
電話 0982-66-1032

目次

本事業について	．．．	2
事業名称	．．．	2
補助対象事業	．．．	2
補助対象事業の要件等	．．．	3
① 耐震診断	．．．	3
② 耐震改修	．．．	4
③ 耐風診断	．．．	5
④ 耐風改修	．．．	6
⑤ 危険ブロック塀等除却又は建替え	．．．	7
補助対象経費・補助金の額	．．．	8
申請手続き	．．．	9
交付申請	．．．	10
事業計画の変更	．．．	12
完了報告	．．．	13
補助金の請求	．．．	13

【本事業について】

ひゅうが住まいの耐震化支援事業は、地震や台風の際の被害の軽減を図るため、木造住宅の耐震診断や改修、住宅の屋根耐風診断や改修、危険ブロック塀等除却工事を促進し支援する事業です。

【事業名称】

ひゅうが住まいの耐震化等支援事業

【補助対象事業】

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、次の①から⑤です。
事業に着手していないもので、原則、申請した年度の2月末日までに完了するものが補助対象になります。
補助金の交付申請は、補助金の交付の対象となる方(以下、「補助対象者」という。)または委任を受けた代理者が行います。

- ① 耐震診断
- ② 耐震改修
 - a) 耐震改修工事
 - b) 一次耐震改修工事(段階的耐震改修工事)
 - c) 二次耐震改修工事(段階的耐震改修工事)
- ③ 耐風診断
- ④ 耐風改修
- ⑤ 危険ブロック塀等除却又は建替え

【補助対象事業の要件等】

補助対象事業の要件、補助対象となる住宅（以下、「補助対象住宅」という。）等、及び補助対象者については次の①から⑤のとおりです。

① 耐震診断

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断士*¹が行う耐震性能に関する診断*²

（事業の要件）

本市に本店等を有する建築士事務所が請負契約に基づき行うもので、同事務所に所属する耐震診断士が診断するもの

（補助対象住宅）

市内にある旧耐震木造住宅*³で、次を満たすもの

- ・ 在来軸組構法、枠組壁構法又は伝統的構法で建築されたもの*⁴で、2階建て以下のもの*⁵
- ・ 併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるもの
- ・ 賃貸借の用に供するものでないもの
- ・ 法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの

（補助対象者）

補助対象住宅の所有者または居住者で、次を満たす者（居住者の場合は、所有者の同意を要す）

- ・ 市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- ・ 日向市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者でない者

*1 耐震診断士とは、宮崎県木造住宅耐震診断士として県に登録された建築士で耐震診断を行う者をいう。

*2 診断は、宮崎県が定める宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき行うものとする。

*3 旧耐震木造住宅とは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、現に完成している木造住宅をいう。

*4 国土交通大臣の特別な認定を得た工法によるものを除く。

*5 地上階数が2以下のもの（地階があるものを除く）

② 耐震改修

次の耐震改修工事、一次耐震改修工事又は二次耐震改修工事

a) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点の最小値(以下「評点」という。)が 1.0 未満の旧耐震木造住宅*¹を、耐震補強設計*²により評点を 1.0 以上に耐震補強する工事

b) 一次耐震改修工事（段階的耐震改修工事）

耐震診断の結果、評点が 0.7 未満の旧耐震木造住宅*¹を一次補強設計*³により、評点を 0.7 以上 1.0 未満に耐震補強する工事

c) 二次耐震改修工事（段階的耐震改修工事）

一次耐震改修工事を完了した旧耐震木造住宅*¹を二次補強設計*⁴により、評点を 1.0 以上に耐震補強する工事

（事業の要件）

本市に本店等を有する事業者が、請負契約に基づき行うもので、次を満たすもの

- ・本市に本店等を有する建築士事務所に所属する耐震診断士が、耐震補強設計又は一次補強設計若しくは二次補強設計を行ったもので、かつ、工事監理を行うもの

（補助対象住宅）

①の耐震診断に同じ

（補助対象者）

①の耐震診断に同じ

*1 地盤の総合評価に注意事項がないものに限る。

*2 耐震補強設計とは、耐震診断の結果、評点が 1.0 未満の木造住宅について、耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」、「精密診断法」又はこれらと同等と認められる診断法によりその評点が 1.0 以上であることを確認した補強設計をいう。

*3 一次補強設計とは、耐震診断の結果、評点が 0.7 未満の旧耐震木造住宅について、段階的に耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般診断法等によりその評点が 0.7 以上 1.0 未満であることを確認した補強設計をいう。

*4 二次補強設計とは、一次補強設計を完了した旧耐震木造住宅について、段階的に耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般診断法等によりその評点が 1.0 以上であることを確認した補強設計をいう。

③ 耐風診断

かわらぶき技能士*¹、瓦屋根工事技士*²、瓦屋根診断技師*³又は建築士*⁴（以下、「かわらぶき技能士等」という。）が、告示基準*⁵への適合を確認するために行う住宅の瓦屋根*⁶の診断

（事業の要件）

本市に本店等を有する事業者が請負契約に基づき行うもので、同事業者に在籍するかわらぶき技能士等が診断するもの

（補助対象住宅）

市内にある住宅で、次を満たすもの

- ・令和3年12月31日以前に着工された住宅で瓦屋根のもの
- ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるもの
- ・賃貸借の用に供するものでないもの
- ・法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの

（補助対象者）

補助対象住宅の所有者または居住者で、次を満たす者（居住者の場合は、所有者の同意を要す）

- ・市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- ・日向市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者でない者

*1 かわらぶき技能士とは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき実施されるかわらぶき技能検定試験に合格した者をいう。

*2 瓦屋根工事技士とは、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する試験に合格し、認定された者をいう。

*3 瓦屋根診断技士とは、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する講習を受講し、認定された者をいう。

*4 建築士とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。

*5 告示基準とは、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件(昭和46年建設省告示第109号)による基準をいう。

*6 瓦屋根とは、粘土瓦、プレスセメント瓦で施工された屋根をいう。

④ 耐風改修

告示基準に適合していない瓦屋根の全てを、同基準に適合するように行う住宅の瓦屋根の改修工事

(事業の要件)

本市に本店等を有する事業者が請負契約に基づき行うもの

(補助対象住宅)

③の耐風診断の場合の要件に加え、次を満たすもの

- ・耐風診断の結果、告示基準に適合していないと診断されたもの（明らかに同基準に適合していないと市長が認める場合を除く）

(補助対象者)

③の耐風診断に同じ

* 用語については、③の耐風診断の項を参照

⑤ 危険ブロック塀等除却又は建替え

健全性が確保されていないこと*¹その他について、市が現地状況を確認した補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀(以下「ブロック塀等」という。)で、次の要件を満たすもの(以下「危険ブロック塀等」という。)の除却*²又は建替え*³

- ・連続するブロック塀等の全部又は一部が、児童の通学路、又は日向市建築物耐震改修促進計画に定める避難路*⁴(以下「通学路等」という。)に面するもの*⁵。
- ・ブロック塀等の通学路等からの高さ又は擁壁等の上に築造するブロック塀等で当該擁壁等とブロック塀等を合計する高さが80cmを超えるもの*⁶。

(事業の要件)

敷地内の危険ブロック塀等の除却又は建替えを、本市に本店等を有する事業者*⁷が請負契約に基づき行うもの*⁸。なお、除却は敷地内の危険ブロック塀等と基礎の全てを除却するもの、又は除却後の危険ブロック塀等の高さを80cm以下とするもの*⁹。

ただし、次の部分は補助対象とならない。

- ・基礎及び地中に埋設する部分
- ・土留めとなる部分又は危険ブロック塀等が擁壁等の上に築造される場合の当該擁壁等の部分
- ・危険ブロック塀等に付帯するフェンス、門柱*¹⁰、門扉、目隠し等の部分
- ・新たにブロック塀等やフェンス、門柱、門扉、目隠し等の設置のみの場合

(補助対象となる危険ブロック塀等)

市内にある危険ブロック塀等で、次を満たすもの

- ・危険ブロック塀等に係る敷地*¹¹、又は当該敷地にある建築物の延べ面積の2分の1を超える部分を、収益を得るために供していないこと
- ・法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの

(補助対象者)

補助対象となる危険ブロック塀等の所有者で、次を満たす者

- ・市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- ・日向市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者でない者

*1 一般財団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」による。

*2 除却とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)第2条第3項第1号の規定により解体し、同条第4項の規定により運搬又は処分することをいう。

*3 建替えとは、除却をし地震に対して安全な構造である塀等に新設することをいう。

*4 津波想定浸水区域内の避難路とは、日向市地域防災計画による津波ハザードマップの津波浸水想定区域内にある避難路(日向市地域防災計画による避難所や関連施設等へ通ずる道路で、建築基準法第42条に規定する道路及び一般交通の用に供する道)をいう。

*5 通学路等と敷地の境界線より後退する位置にあるもののうち、市長が適当と認めるものは、通学路等に面するものとして取り扱う。

*6 連続するブロック塀等で高さが80cmを超える部分と80cm以下である部分が混在するものは、80cmを超えるものとして取り扱う。

*7 500万円未満の除却を請け負う場合で、除却に係る建設業の許可(建設業法別表第1の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可)を有していない場合は、建設リサイクル法による県知事の登録を要す。

*8 補助対象とならない部分を含め、除却後の危険ブロック塀等の安全性が確保されるものに限る。

*9 現地の状況によりやむを得ないと市長が認めるものに限る。

*10 門柱の構造等が危険ブロック塀等に類似する等の理由により、市長が適当と認めるものを除く。

*11 危険ブロック塀等に係る敷地とは、危険ブロック塀等がある一団の土地をいう。

【補助対象経費・補助金の額】

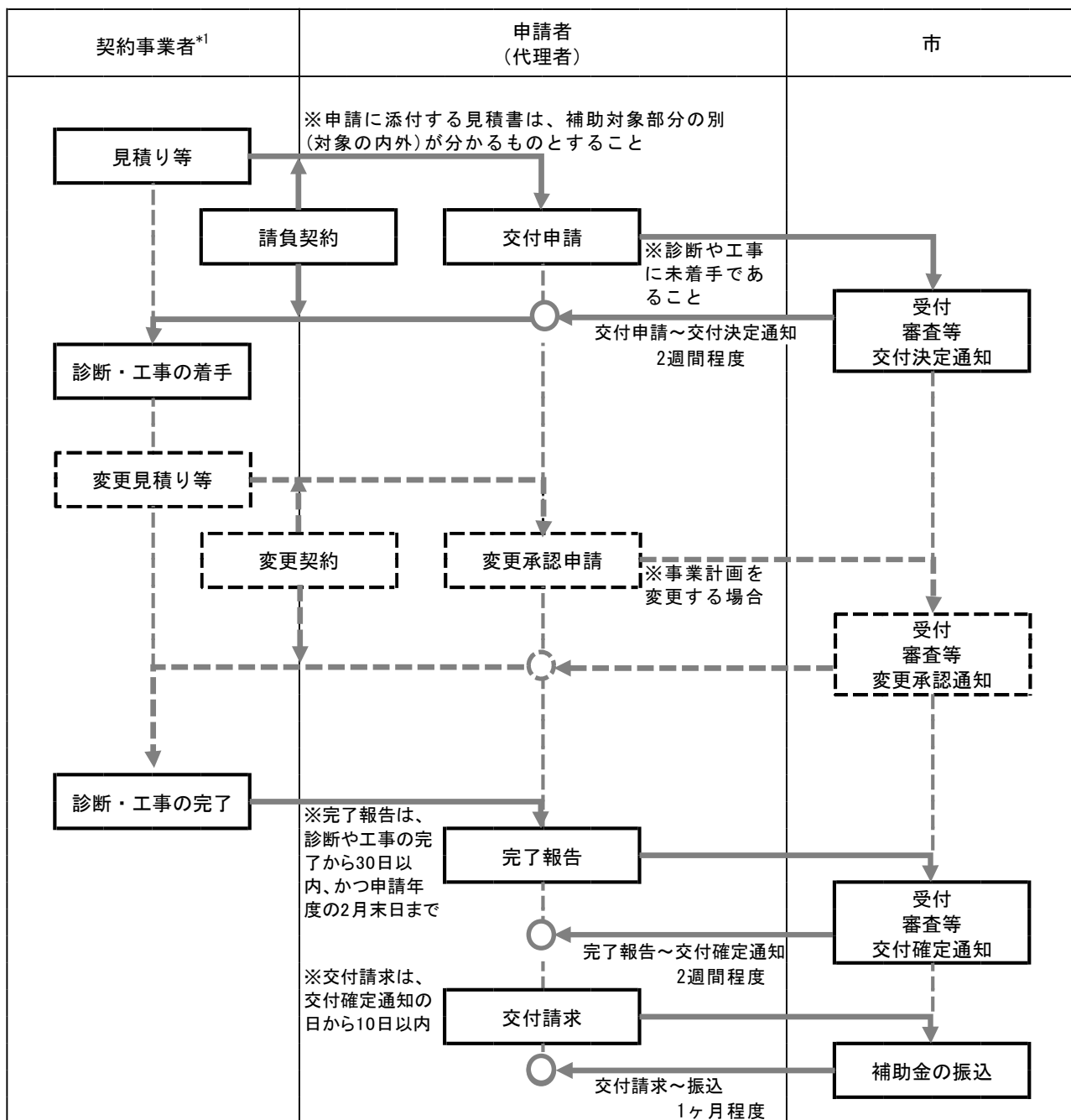
補助金の交付対象となる経費（補助対象経費）は、上記の補助対象事業に要する費用です。

補助金の額は下表のとおりで、補助対象経費に補助率を乗じて算定し、かつ上限額以下となります。
 なお、補助金の額の千円未満は切り捨てとします。

事業の区分		補助率	補助金の上限額 (円)
① 耐震診断		130/136	130,000
② 耐震改修	a) 耐震改修工事	4/5	1,150,000
	b) 一次耐震改修工事	4/5	690,000
	c) 二次耐震改修工事	4/5	460,000
③ 耐風診断		2/3	21,000
④ 耐風改修		23/100	552,000 かつ $\text{屋根面積}(\text{m}^2) \times 24,000 \times 23/100$
⑤ 危険ブロック塀等除却		2/3	236,000 かつ $\text{危険ブロック塀等の除却延長}(\text{m}) \times 12,000 \times 2/3$ 又は $\text{危険ブロック塀等の建替え延長}(\text{m}) \times 27,000 \times 2/3$ ※除却部分より建替え面積延長が短い場合は建替え延長にかかる分とそれ以外の除却延長にかかる分の合計額

【申請手続き】

申請手続きの流れ（概要）は、原則、下図のとおりです。



※通知や振込までの期間は目安です。申請の内容や不備、申請件数、その他の状況によって異なります。

申請手続きのフロー図（概要）

- *1 契約事業者とは、要綱第3条に定める請負契約を締結する建築士事務所、建設事業者、耐風診断実施者、耐風改修実施者または解体事業者をいう。
- * 予定期間内に完了しないときや事業遂行が困難となるときの「補助事業遅滞等の報告」や、補助対象事業を中止するときの「補助事業中止届」、その他詳細については要綱を参照してください。

交付申請

(提出書類)

交付申請時に提出する書類は、次のとおりです。委任を受けた代理人による提出も可能です。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（事業の区分ごとに参考任意様式を参照）
- 関係書類 下表の共通の欄の書類、及び事業の区分に応じて記載する書類
（共通の欄の委任状、同意書、確約書については、参考任意様式を参照）

関係書類（交付申請時）

共通（事業の区分によらず共通の書類）
委任状（権限を委任する場合） 補助事業の実施に関する同意書（危険ブロック塀等除却の場合を除き、申請者と所有者が異なる場合） 補助事業の実施に関する確約書（危険ブロック塀等除却の場合） 補助対象住宅の所有者が確認できる書類（危険ブロック塀等除却の場合を除く）〔登記事項証明書等〕 補助対象住宅の居住者であることが確認できる書類（申請者が居住者の場合）〔住民票等〕 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類（危険ブロック塀等除却の場合を除く）〔登記事項証明書や確認済証の写し等〕 日向市税の完納証明書（証明日から1ヶ月以内のもの） 補助事業の申請に関する同意書（市税等の滞納等による理由以外で完納証明が取得できない場合） 見積書の写し（内訳で、補助対象経費と対象外経費がわかるもの）*1 附近見取図 その他市長が必要と認める書類
耐震診断
現況写真（補助対象住宅の外観）
耐震改修
現況写真（補助対象住宅の外観） 改修前の耐震診断報告書（診断者の資格を証する書類、診断に要する図面を含む） 改修計画後の耐震診断報告書（図面、補強箇所や金物が分かる書類を含む）
耐風診断
現況写真（瓦屋根の全景がわかるもの）
耐風改修
現況写真（瓦屋根の全景がわかるもの） 耐風診断報告書（診断者の資格を証する書類、診断結果がわかる写真を含む） 屋根伏図、屋根面積計算書（積算根拠）、改修内容がわかるもの
危険ブロック塀等除却又は建替え
現況写真（沿道の危険ブロック塀等の全景がわかるもの） 配置図・立面図（現況と除却範囲がわかるもの）

※提出書類に不足等がある場合は、受付や交付決定ができないことがありますので、注意してください。

*1 補助事業の区分（複数の申請をする場合）や、リフォームの区分（省エネ等リフォームの場合）ごとの補助対象経費が分かるものとしてください。

(その他申請における注意点等)

- ▶ 診断や工事に着手したものは、交付申請ができません。交付決定通知後の着手としてください。
- ▶ 本事業では、「①耐震診断」、「②耐震改修」、「③耐風診断」、「④耐風改修」、「⑤危険ブロック塀等除却又は建替え」を補助対象事業としており、同時申請が可能ですが、手続き上、①と②、または③と④の同時申請はできません。
- ▶ 同時申請でない場合に補助対象事業を追加するときは、変更承認申請（既申請分が完了していない場合）または、改めて交付申請（既申請分が完了報告まで済んでいる場合）により申請することが可能です。
- ▶ ①～⑤については、対象事業の要件から、交付申請は原則1回限りとなります。（②は耐震改修工事、一次耐震改修工事、二次耐震改修工事について各々1回。
- ▶ 交付申請は、予算の上限に達した時点で受付終了となります。
- ▶ 補助対象部分の金額がわかる内訳書（見積書）や、改修内容が分かる図面等の添付が必要となりますので、見積り時に事業者（契約をする診断者や施工者）へ依頼するなど、ご検討をお願いします。また、完了報告時に必要な書類についても事前に確認をお願いします。
- ▶ 診断を除く②、④、⑤について、補助対象部分を重複することはできません。
- ▶ 本事業の「①耐震診断」、「②耐震改修」、「③耐風診断」、「④耐風改修」、「⑤危険ブロック塀等除却又は建替え」は、補助金の一部に国費（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用しています。そのため、国費の補助対象要件を満たしていることが前提となります。
- ▶ 本事業の「②耐震改修」の改修工事を実施する場合に、補助対象部分の工事を行うために必要な範囲での撤去や下地工事等も補助対象とすることができます。ただし、補助対象経費として重複する申請はできません。
- ▶ 交付要綱第5条第2項に規定する助成制度等（日向市伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金、その他市の助成制度等）により補助対象事業に要する費用を受給した方、または受給する方は、交付申請をすることができません。ただし、当該助成制度等の助成等の対象とならない事業で、補助対象事業に該当する場合はこの限りではありません。

事業計画の変更

(提出書類)

事業計画を変更する場合に提出する書類は、次のとおりです。

- 補助事業計画変更承認申請書 (様式第3号)
- 変更事業計画書 (事業の区分ごとに参考任意様式を参照)
- 関係書類 下表の共通の欄の書類、及び事業の区分に応じて記載する書類
(共通の欄の委任状、同意書については、参考任意様式を参照)

関係書類 (事業計画の変更承認申請時)

共通 (事業の区分によらず共通の書類)	
	委任状 (変更がある場合) 補助事業の実施に関する同意書 (所有者に変更がある場合) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類 (所有者に変更がある場合) 変更見積書の写し (補助対象経費又は対象外経費に変更がある場合) *1 その他市長が必要と認める書類
耐震改修	
	改修計画後の変更耐震診断報告書 (変更がある場合)
耐風改修	
	変更後の改修内容がわかるもの (変更がある場合)
危険ブロック塀等除却又は建替え	
	配置図・立面図 (変更がある場合)

※提出書類に不足等がある場合は、受付や変更承認ができないことがありますので、注意してください。

*1 補助事業の区分 (複数の申請をする場合) ごとの補助対象経費が分かるものとしてください。

完了報告

(提出書類)

完了報告時に提出する書類は、次のとおりです。原則、補助対象事業の完了から 30 日以内かつ申請した年度の 2 月末日までに提出してください。

- 補助事業完了報告書（様式第 8 号）
- 事業実績報告書（事業の区分ごとに参考任意様式を参照）
- 関係書類 下表の共通の欄の書類、及び事業の区分に応じて記載する書類
（共通の欄の委任状については、参考任意様式を参照）

関係書類（完了報告時）

共通（事業の区分によらず共通の書類）	委任状（申請時に委任している場合を除く） 契約書の写し 内訳書（補助対象経費と対象外経費がわかるもの。耐震診断及び耐風診断を除く）*1 その他市長が必要と認める書類
耐震診断	耐震診断報告書
耐震改修	工事監理業務報告書 工事写真
耐風診断	耐風診断報告書 状況写真
耐風改修	改修結果報告書 工事写真（告示への適合が確認できるもの）
危険ブロック塀等除却又は建替え	完了写真（着工前写真と比較ができるもの）

※提出書類に不足等がある場合は、受付や交付確定ができないことがありますので、注意してください。

*1 補助事業の区分（複数の申請をする場合）ごとの補助対象経費が分かるものとしてください。

補助金の請求

(提出書類)

補助金の請求時に提出する書類は、次のとおりです。交付確定通知を受けた日から 10 日以内に提出してください。契約事業者による補助金の代理請求と代理受領も可能です。

- 補助金交付請求書（様式第 10 号）
- 補助金代理請求及び代理受領に関する委任状（委任する場合。参考任意様式を参照）